

令和3年度第15回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和3年11月8日

担当部・課：健康部保険年金課〔内線2332〕

①件名																			
未就学児に係る国民健康保険税均等割額の減額措置について																			
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）																			
<p>【背景】</p> <p>「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に、「同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が同年9月10日に公布され、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額が減額措置されることとなった。</p> <p>【目的】</p> <p>関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。</p>																			
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																			
<p>【根拠法令】</p> <p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）</p> <p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）</p> <p>地方税法施行令（昭和25年政令第245号）</p> <p>石巻市国民健康保険税条例（平成17年石巻市条例第59号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>																			
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																			
<p>令和3年6月 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律公布（地方税法の改正） （令和4年4月1日施行）</p> <p>9月 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令石巻市国民健康保険条例の一部改正（地方税法施行令の改正） （令和4年4月1日施行）</p>																			
⑤主な内容																			
<p>1 対象 石巻市国民健康保険に加入する未就学児 （満6歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者）</p> <p>2 減額割合 均等割額の5割（低所得者に係る法定軽減世帯は、その軽減後の5割を減額する）</p> <p style="text-align: right;">【単位：円】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>7割軽減世帯</th> <th>5割軽減世帯</th> <th>2割軽減世帯</th> <th>軽減無し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割額（1人当たり）※</td> <td>8,640</td> <td>14,400</td> <td>23,040</td> <td>28,800</td> </tr> <tr> <td>未就学児減額措置額</td> <td>4,320</td> <td>7,200</td> <td>11,520</td> <td>14,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分に係る法定軽減後の均等割額の年額</p>						7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減無し	均等割額（1人当たり）※	8,640	14,400	23,040	28,800	未就学児減額措置額	4,320	7,200	11,520	14,400
	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減無し															
均等割額（1人当たり）※	8,640	14,400	23,040	28,800															
未就学児減額措置額	4,320	7,200	11,520	14,400															

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

法令に基づいた適正な課税が図られる。

【市財政への負担（見込）】

1 均等割減額措置額 対象者 616人 減額措置額 6,121,440円

世帯区分	対象者数	減額措置額
7割軽減	173人	747,360円
5割軽減	100人	720,000円
2割軽減	99人	1,140,480円
軽減なし	244人	3,513,600円
合計	616人	6,121,440円

※ 対象者数は令和3年度本算定賦課（7月1日）時点

（財源）

国1/2、県1/4、市1/4を負担する（市負担分は一般会計繰入金）

2 国民健康保険システム改修費 10,162,900円

（財源）

特別調整交付金により国の財政支援予定あり

⑦他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行う。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和3年12月 市議会第4回定例会に石巻市国民健康保険税条例の一部改正及び補正予算案について提案（施行予定年月日：令和4年4月1日）

⑨その他